



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年11月18日火曜日 第2017号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等	1204
ふ化業者の登録	1205
解除予定保安林にする旨の通知	1205
公有水面埋立工事のしゅん功認可(3件)	1205
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧	1206
開発行為に関する工事の完了	1207
道路の供用開始(一般国道494号)	1207
道路の区域変更(県道長浜保内線)	1207
道路の供用開始(")	1207
道路の区域変更(県道長浜保内線)	1208
道路の供用開始(")	1208

雑 報

環境影響評価条例の対象事業に係る工事の着手について	1208
---------------------------------	------

告 示

○愛媛県告示第1610号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
藤原ショッピングセンター
松山市藤原二丁目8番1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フジ
松山市宮西一丁目2番1号
代表取締役 尾崎 英雄
ダイキ株式会社
松山市美沢一丁目9番1号
代表取締役 佐藤 一郎
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フジ
松山市宮西一丁目2番1号
代表取締役 尾崎 英雄
ダイキ株式会社
松山市美沢一丁目9番1号
代表取締役 佐藤 一郎

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年7月8日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,657平方メートル
 - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
317台
イ 駐輪場の収容台数
182台
ウ 荷さばき施設の面積
207平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
76.5立方メートル
 - (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社フジ(TSUTAYA以外)
午前9時から午後10時まで
ダイキ株式会社
午前8時から午後9時まで
株式会社フジ(TSUTAYA)
午前9時から午前2時まで
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時45分から午前2時15分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口3箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで
- 2 届出年月日
平成20年11月7日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
- なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
 - (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1611号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次のようにふ化業者の登録をした。

平成20年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

登録番号	登録年月日	氏名（又は名称）及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
20第2号	平成20年11月16日	株式会社南伊予養鶏 伊予市下三谷3092番地	株式会社南伊予養鶏 伊予市下三谷3092番地

○愛媛県告示第1612号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
北宇和郡鬼北町大字父野川上1152の3
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため

- 7 点は、6 点から真北 204 度36分29秒 4.3メートルの地点
 - 8 点は、7 点から真北 207 度49分58秒 4.3メートルの地点
 - 9 点は、8 点から真北 212 度59分09秒 4.4メートルの地点
 - 10 点は、9 点から真北 215 度02分57秒 4.8メートルの地点
 - 11 点は、10 点から真北 217 度04分04秒 6.8メートルの地点
 - 12 点は、11 点から真北 221 度06分52秒 7.2メートルの地点
 - 13 点は、12 点から真北 352 度44分39秒 1.9メートルの地点
- (3) 面積
150.99平方メートル
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号
昭和60年10月28日 愛媛県指令河第 653 号
 - 4 しゅん功認可年月日
平成20年11月18日

○愛媛県告示第1613号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、伊方町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成20年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県
松山市一番町四丁目4番地2
代表者 愛媛県知事 加戸守行
松山市御宝町 119 番 1
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
西宇和郡伊方町二見字九町境磯縁甲19番1から同町同字甲38番1までの地先公有水面
 - (2) 区域
次の1点から13点までを順次直線で結んだ線並びに13点と1点とを結ぶ春分及び秋分の日満潮位（T.P.+1.01メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域
基点（西宇和郡伊方町二見字九町境磯縁甲19番1地内四国電力柱マチミ221）は、北緯33度28分18.5秒、東経132度18分03.0秒の地点
1 点は、基点から真北85度48分42秒15.0メートルの地点
2 点は、1 点から真北 203 度35分21秒 4.3メートルの地点
3 点は、2 点から真北 201 度28分59秒 7.3メートルの地点
4 点は、3 点から真北 198 度36分43秒 24.4メートルの地点
5 点は、4 点から真北 200 度10分45秒 7.9メートルの地点
6 点は、5 点から真北 204 度06分01秒 4.6メートルの地点

○愛媛県告示第1614号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、伊方町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成20年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県
松山市一番町四丁目4番地2
代表者 愛媛県知事 加戸守行
松山市御宝町 119 番 1
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
西宇和郡伊方町九町字浦安1番耕地5番1から同町二見字九町境磯縁甲19番1までの地先公有水面
 - (2) 区域
次の1点から25点までを順次直線で結んだ線並びに25点と1点とを結ぶ春分及び秋分の日満潮位（T.P.+1.01メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域
基点（西宇和郡伊方町二見字九町境磯縁甲19番1地内四国電力柱マチミ221）は、北緯33度28分18.5秒、東経132度18分03.0秒の地点
1 点は、基点から真北56度47分16秒28.6メートルの地点
2 点は、1 点から真北41度04分06秒 2.3メートルの地点
3 点は、2 点から真北41度37分06秒 7.4メートルの地点
4 点は、3 点から真北38度38分47秒 10.0メートルの地点

- 5 点は、4 点から真北40度09分11秒10.0メートルの地点
- 6 点は、5 点から真北41度07分16秒9.9メートルの地点
- 7 点は、6 点から真北38度32分14秒10.2メートルの地点
- 8 点は、7 点から真北37度44分44秒9.9メートルの地点
- 9 点は、8 点から真北38度53分14秒3.1メートルの地点
- 10 点は、9 点から真北36度29分42秒7.0メートルの地点
- 11 点は、10 点から真北36度15分07秒10.0メートルの地点
- 12 点は、11 点から真北35度16分00秒10.0メートルの地点
- 13 点は、12 点から真北37度08分37秒9.3メートルの地点
- 14 点は、13 点から真北39度04分12秒10.3メートルの地点
- 15 点は、14 点から真北40度25分27秒9.9メートルの地点
- 16 点は、15 点から真北42度44分14秒9.9メートルの地点
- 17 点は、16 点から真北44度05分23秒9.9メートルの地点
- 18 点は、17 点から真北45度08分06秒20.0メートルの地点
- 19 点は、18 点から真北45度21分54秒10.2メートルの地点
- 20 点は、19 点から真北46度36分29秒9.3メートルの地点
- 21 点は、20 点から真北52度21分11秒9.3メートルの地点
- 22 点は、21 点から真北56度52分32秒11.8メートルの地点
- 23 点は、22 点から真北60度24分21秒8.8メートルの地点
- 24 点は、23 点から真北64度05分33秒13.4メートルの地点
- 25 点は、24 点から真北 332 度34分37秒0.8メートルの地点

(3) 面積

467.35平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成元年4月11日 愛媛県指令河第134号

4 しゅん功認可年月日

平成20年11月18日

○愛媛県告示第1615号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、伊方町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成20年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

- 1 工区 西宇和郡伊方町二名津798番6地先公有水面
- 2 工区 西宇和郡伊方町二名津798番6から同798番1までの地先公有水面
- 3 工区 西宇和郡伊方町二名津798番1から同町明神1番2までの地先公有水面

(2) 区域

(ア) 1 工区

次の1点から2点までを順次直線で結んだ線並びに2点と1

点を結ぶ春分及び秋分の日満潮位（T.P.+1.62メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町二名津787番2地先に設置された標柱）

は、北緯33度24分02.914秒、東経132度08分02.019秒の地点

1 点は、基点から真北213度08分11秒4.6メートルの地点

2 点は、1 点から真北178度25分49秒15.3メートルの地点

(イ) 2 工区

次の3点から5点までを順次直線で結んだ線並びに5点と3点を結ぶ春分及び秋分の日満潮位（T.P.+1.62メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町二名津787番2地先に設置された標柱）

は、北緯33度24分02.914秒、東経132度08分02.019秒の地点

3 点は、基点から真北329度32分06秒5.4メートルの地点

4 点は、3 点から真北358度28分51秒86.6メートルの地点

5 点は、4 点から真北359度44分50秒12.8メートルの地点

(ウ) 3 工区

次の6点から18点までを順次直線で結んだ線並びに18点と6点を結ぶ春分及び秋分の日満潮位（T.P.+1.62メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町二名津787番2地先に設置された標柱）

は、北緯33度24分02.914秒、東経132度08分02.019秒の地点

6 点は、基点から真北356度05分40秒111.8メートルの地点

7 点は、6 点から真北0度34分29秒5.4メートルの地点

8 点は、7 点から真北356度20分07秒4.5メートルの地点

9 点は、8 点から真北356度08分13秒4.5メートルの地点

10 点は、9 点から真北342度43分55秒5.5メートルの地点

11 点は、10 点から真北333度07分43秒3.6メートルの地点

12 点は、11 点から真北310度31分10秒6.2メートルの地点

13 点は、12 点から真北299度26分52秒5.0メートルの地点

14 点は、13 点から真北288度42分05秒4.9メートルの地点

15 点は、14 点から真北273度47分40秒5.2メートルの地点

16 点は、15 点から真北263度37分21秒4.7メートルの地点

17 点は、16 点から真北260度53分33秒18.0メートルの地点

18 点は、17 点から真北264度39分22秒18.1メートルの地点

(3) 面積

1 工区 23.47平方メートル

2 工区 202.43平方メートル

3 工区 320.67平方メートル

合計 546.57平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成2年1月12日 愛媛県指令元河第914号

4 しゅん功認可年月日

平成20年11月18日

○愛媛県告示第1616号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・山口地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年11月18日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・山口地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年11月19日から12月17日まで

3 縦覧場所

今治市役所朝倉支所

○愛媛県告示第1617号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年11月18日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建（開）第40号 平成20年11月7日	伊予市上野字丑寅2199番1	松山市市坪南三丁目8番6号 岡 井 八 重 子
20中局建（開）第41号 平成20年11月7日	伊予市宮下字立道872番7、872番8及び872番9	松山市和泉南四丁目16番22号 瀧 健 二

○愛媛県告示第1618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町渋草1310番4から 同町渋草1310番4まで	平成20年11月18日

○愛媛県告示第1619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町下須戒乙287番地先から 同市長浜町下須戒甲840番10まで	旧	メートル 5.0～32.0	キロメートル 0.186	
			新	10.0～32.0	0.186	

○愛媛県告示第1620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町下須戒乙287番地先から 同市長浜町下須戒甲840番10まで	平成20年11月18日

○愛媛県告示第1621号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	大洲市豊茂庚 4 番 8	旧	メートル 5 4 ~ 11 0	キロメートル 0 .059	
			新	14 2 ~ 42 6	0 .059	

○愛媛県告示第1622号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市豊茂庚 4 番 8	平成20年11月18日

雑 報

○公 告

残油流動接触分解装置等整備事業に係る工事の着手について

次の対象事業に係る工事に着手したので、愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第 1 号）第34条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年11月18日

太陽石油株式会社

代表取締役社長 岡 豊

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
 - (1) 事業者の名称 太陽石油株式会社
 - (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 岡 豊
 - (3) 主たる事業所の所在地
東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 太陽石油株式会社四国事業所 残油流動接触分解装置等整備事業
 - (2) 種類 製造業に係る工場の規模の変更の事業
 - (3) 規模 排出ガス量 631 ,000Nm³ / 時 増加
排出水量 101 ,721m³ / 日 増加
- 3 対象事業の実施区域
愛媛県今治市菊間町種4070番地 2
- 4 愛媛県環境影響評価条例第34条第 1 項の該当した号
第 1 号
- 5 該当した時期
平成20年10月28日